

兆民とルソー : フランス革命を挟んで

著者	川合 清隆
雑誌名	甲南大學紀要. 文学編
巻	154
ページ	65-80
発行年	2008-03-15
URL	http://doi.org/10.14990/00000916

兆民とルソー

——フランス革命を挟んで——

川 合 清 隆

1 まえおき

中江兆民が、司法省の官吏として明治維新政府によりフランス留学を命じられ、岩倉遣欧使節団に随行して横浜を出発し、米国を經由してパリに着いたのは1872年1月である。パリ、リヨンで研鑽を重ね、2年後の74年6月横浜に帰着すると、彼は同年10月には、後に仏学塾となる仏蘭西学会を開業した。兆民以前にも、「仏学の祖」と呼ばれる村上英俊（1811-90）などの優れた仏学者が存在したが、英俊は基本的に仏語学者であった。フランスの歴史と文化、いわばフランス文明を包括的に扱うフランス学の祖となったのは中江兆民である。しかも、兆民は単に仏学者であるに留まらず、ジャーナリスト、政治家、自由民権の運動家として、日本の近代国家形成期に重要な役割を果たした。当時、日本の知識人は福澤諭吉を筆頭に西洋文明の摂取に知的関心のすべてを注いでいた時代であった。

中江兆民が自由民権運動のオピニオンリーダーとなる契機は、彼の西洋文明への学的関心が福澤のように英米国ではなくフランスに向けられたこと、彼が渡仏した時代のフランスが優れて政治的な季節であったこと、そこでルソーというデモクラシーの思想家を知ったことに深く起因している。兆民がパリに着いた年の前年は、ナポレオン三世のフランス第二帝政がビスマルクのプロイセンに敗北し、フランスに第三共和政が成立した直後、しかも、パリ・コミューンの動乱が勃発、その硝煙消え去らぬ激動の年であった。革命相次ぐ激動のフランスとの出会い、そしてさらに、フランス革命に多大な影響を与え、一般にフランス共和政の出現を促したジャコバン主義の思想家とみなされるルソーとの出会いが、自由民権家・兆民を誕生させる上で決定的な意味を持ったことは

周知の事実である。以下の小論は、その兆民とルソーとの関係を、フランス革命に焦点を据え、両者の思想を比較検討することが目的である。

2 革命と改革

幸徳秋水は、追悼記『兆民先生』の中で、兆民を「革命の鼓吹者」とする1節を挿入している。幸徳によれば、「革命思想を鼓吹」する目的で、兆民は『政理叢談』を発行し、ルソーの『民約』を翻訳したのであり、兆民が起こした仏学塾は、そのために「政治倶楽部」となったと評している。このような評価は、陸喝南が、仏学塾が刊行する雑誌『政理叢談』の基本性格を《ルソー主義と革命主義》と見なした見解とも一致する。さらに幸徳は、「先生は独り革命思想の鼓吹者たるのみならず、さらに革命の策士、断行者」と評し、例証として、幸徳は、兆民が西郷隆盛を立て維新政府にクーデタを仕掛ける策謀を嶋津久光に献じた「策論」のエピソードを語り、「先生の過激の策を好む、概ねこの類なり」と断じ、「自由党創立」以後の「福島事件」、「高田事件」、「加波山事件」などの「暴発」は、兆民が多年にわたって播いた「革命の種子」が発芽した結果であると述べている¹。

社会主義者となり、アナキストとなっていく幸徳の《革命》という言葉には、常に憧憬の念が込められている。ところが、次節の考察で明らかになるように、兆民は幸徳のように革命を理念化して語ることはない。むしろ彼は革命という暴力を伴う社会の動乱に否定的であり、兆民の政策は革命ではなく《改革》であった。

戦後の兆民研究で、幸徳と類似の革命家=兆民像を語っているのは、史的唯物論に立つ井上清氏であろう。同氏の論文「日本人のフランス革命観——自由民権運動期を中心に」は幕末から自由民権期にかけて、日本人のフランス革命理解がどのように変遷・深化したかを跡付けて極めて興味深い。フランス革命について記述した最初の日本人とされるに高橋作左衛門景安がオランダ商館長から聞いた話を語った『丙戌異聞』（1826年）では、革命ははまだ「盗賊蜂起」

1 幸徳秋水『兆民先生』、岩波文庫、1960年、13-6頁。

である。その後も革命の表現は「大騒乱」、「転覆」、「破裂」などに留まるが、当時の日本人にはルイ16世の処刑という事態を含む社会動乱をそれ以外の言葉で理解することは不可能であった。井上氏によれば、革命という語彙が定着し、「革命」が理念化されて理解されるのは、「板垣退助が民選議院設立を建白し、自由民権の思想が急速に知識階級に広まって²」からのことである。そこから、ルソーの『社会契約論』を『民約論』として翻訳し、さらには『仏蘭西革命前2世紀事』を公刊し、自由民権の理論的指導者となった兆民は、同氏によって、「日本において最初に自分の哲学体系を持った革命思想家、[…]不撓不屈の偉大な楽天的革命主義者³」と評価される。さらに同氏は、立憲政体の実現手段として、兆民は「暴力革命をも肯定⁴」したと解釈している。

以上のような、革命家=兆民像に対し、われわれはロシア革命が実現したソ連崩壊後の新しい時代、フランス革命に関してもジャコバン独裁を革命の絶頂と見なすマルクス主義的解釈が《修正》された後の時代、いわば《革命》の熱病が冷めた時代に生き、そのような時代状況に規定されて兆民と向かいあっている。幸徳は追悼記『兆民先生』を書く前にすでに、1898年、社会主義研究会に参加し、兆民の死の直前に、処女作『二十世紀之怪物 帝国主義』を公刊、同年社会民主党の創設者の一人となっていた。『帝国主義』の巻末で、幸徳は「社会改革の健児として国家の良医を以て任ずる志士義人は宜しく大いに奮起すべきときにあらずや。[…]社会国家に大清潔法を施行せよ、換言すれば世界大革命の運動を開始せよ⁵」と叫んでいる。幸徳にとって、兆民先生は「国家の良医」を以て任じ、革命に献身した「志士義人」であった。

兆民より27歳も年下であり、兆民の息子のような年齢の幸徳は、周知のごとく、兆民の愛弟子であり、幸徳もまた兆民をこよなく敬愛した。しかし、両者の間には明らかなジェネレーション・ギャップがある。兆民は自由民権運動家であり、明治専制政府に抗し自由主義の実現のために戦った。しかし、幸徳は近代日本思想史の観点からは自由民権の次の時代、社会主義の思想とイデオロ

2 井上清「日本人のフランス革命観——自由民権運動期を中心に」、『井上清史論集2 自由民権』所収、岩波現代文庫、2003年、160-72頁、参照。

3 井上清「兆民と自由民権運動」、前掲『井上清史論集2 自由民権』所収、282頁。

4 同上、246頁。

5 幸徳秋水『帝国主義』、岩波文庫、2004年、116-7頁。

ギーが日本に浸透し始めた時期を生き、社会主義の実現を期して戦った。幸徳は、マルクス主義の革命理念が日本に浸透し始めた時期に生き、クロボトキンの影響の下無政府共産主義にまで進み、大逆事件で生涯を閉じた思想家である。兆民は社会主義以前の自由主義の戦いの時期に死んだ。兆民が自由民権家として展望したのは《改革》であって《革命》ではない。幸徳の兆民=革命家には幸徳自身の理想が投影されていて、兆民の実像ではない。

以上の問題意識を起点として、兆民・ルソーとフランス革命との関係を考察し、維新後の国民国家構想において兆民が提起した「君民共治之説」をルソーの『社会契約論』との関係から理論的に再検討を加えるのが本稿の課題である。

3 ルソーは《ジャコバン主義者》？

ルソーという思想家、とりわけ『社会契約論』とその人民主権論が、フランス革命に重大な思想的影響を及ぼしたこと、そして、フランス革命の思想を準備した啓蒙思想家たちの中でも、ルソーが《革命の思想家》として中心的位置を占めることは事実である。その結果、ルソーは、1789年の革命の勃発からナポレオンのブリュメール・クーデタによる政権の奪取とともに終結する革命の長い過程の中で、その人民主権論によってジャコバン独裁を生み出した思想家とみなされるのが通説である。即ち、ルソーは、1792年8月10日のパリ・コミューンの蜂起で王権が停止され立憲君主政体が瓦解し、9月21日の《共和国》宣言と同時に始まり、ルイ16世の処刑を断行する《国民公会》、そして、対仏大同盟との戦争の渦中、ジロンド派を追放し、ロベスピエールを首魁として恐怖政治を出現させるジャコバン独裁のイデオログと見なされる。

ところが、この定説はルソーが『社会契約論』や『エミール』で表現した思想の影響から結果するものであり、ルソーを一人の人間として見た場合の、彼個人の革命に対する意見や行動はこの定説とはまったく相反するものなのである。ルソーは1778年に没しているから、当然フランス革命を知らない。しかし、もし彼が現実的にフランス革命に遭遇していたら、どんな態度を取ったかは推察が可能なのである。

一般にフランス啓蒙思想家と見なされるルソーは、実際はフランス人ではな

くジュネーヴ人であった。しかもスイス連邦共和国の中心都市である今日のジュネーヴ市は、当時、人口僅か25000人程度の独立の都市共和国であった。この共和国は、カルヴァンの宗教改革によって新教に移行した16世紀初頭から18世紀末まで続いたが、ルソーが生きた18世紀のジュネーヴでは、フランス革命より半世紀も前に市民階級が貴族階級の寡頭政治に対し激しい政治闘争を挑み、ジュネーヴは革命の実験室とまで呼ばれた。このルソーの祖国ジュネーヴにおける市民階級の闘争に対してルソーが取った態度から、もし彼がフランス革命を実見していたら、どんな態度を取ったかが推測できる。

例えば、ルソー25歳のとき、彼は当時サヴォワのシャンペリでヴァランス夫人のもとで暮らしていたが、遺産相続の用向きで一時ジュネーヴに帰郷した。このとき、すなわち1737年8月、ジュネーヴ共和国は貴族政府側の軍隊と武装蜂起した市民との間で銃撃戦が勃発し、10名の死者を出すという内乱に見舞われた。ルソーは、この瞬間ジュネーヴ市内に居合わせ、両派の衝突を目撃し、この事件が忘れがたい悲劇として心に残ったことを、『告白』で語っている。当時ルソーは、ジュネーヴのバリヨ書店によく出入りし、本を購入し、経営者父子とは親密な仲であった。この出版社は1748年にモンテスキューの『法の精神』を出版する。ところが、この書店経営者の父と息子は内乱の際に、それぞれ貴族政府側と市民側に銃を持って馳せ参じ、親子が敵として対峙する事態となった。この事件に激しいショックを受けたルソーは、「この恐ろしい光景は私に強烈な印象を与えたので、もしも自分が市民の権利を回復することがあっても、《決してどんな内乱にも加わるまい、行動でも言葉でも絶対に武器に訴える自由を支持すまい》と誓った」と書いている⁶。「もしも自分が市民の権利を回復することがあっても」というのは、15歳でジュネーヴを出奔した後、ルソーは新教を棄てカトリックに改宗していたため、正式の市民権を持っていなかったからである。1754年に再改宗し、ルソーは正式のジュネーヴ市民となる。『告白』以外のテキストでも、彼は、不幸にも他国と戦争になって「泣きながら敵を殺す」のはやむをえないとしても、内乱で「親殺しになるくらいなら、奴隷のままでいたほうがましだ。同胞市民の血は絶対に流してはならな

6 告白、『ルソー全集』1巻、白水社刊、239頁。以下、ルソーのテキストの出典は本全集による。

い⁷」とまで言い切っている。ルソーはそれほどの非暴力主義者であり、もし彼がフランス革命を生きたとしても、彼がジャコバン主義者たりえたと想像することは不可能なのである。

しかも、《革命》概念に対するルソーの見解は、一貫して否定的である。例えば、『人間不平等起源論』の冒頭に「ジュネーヴ共和国への献辞」というものを付しているが、彼はそこで、「革命」が打ち立てる「新設の共和国」に住みたくはないと宣言し、「動乱が人民を滅ぼすことはありえても、革命が人民を再建することはありえない。鉄鎖が断ち切られたとたんに、人民はばらばらになり、もはや存在しなくなる。そうなれば、人民に必要なのは、支配者であって解放者ではない⁸」と明言している。革命の混乱の中から、「支配者」が登場するというルソーの見識は、クロンウェル、ナポレオン、スターリン、毛沢東、その他さまざまな独裁者の出現がこれを実証している。この見解は『社会契約論』でも変わらない。オランダやスイスのように独立革命が成功した例はあるが、それらは例外であり、一般的には、「紛争によって人民が滅亡することはあっても、革命が人民を再建することはありえない⁹」。ルソーの革命否定は、非暴力主義に由来するのみならず、それぞれの国に生きる人民の伝統的習俗を無視し、革命のような過激な方法で新制度を導入しても、制度は定着せず、革命は成功しないという認識に由来する。

兆民の仏学塾の『政理叢談』を「ルソー主義と革命主義」と見なす陸羯南の評言は、ルソー主義＝革命主義という含みで言われている。これがすでに日本の明治期におけるルソーに対する一般的見地であるが、政治学の抽象的な原理論と次元をことにする現実政治に向かい合うときのルソーは、決して革命的ではない。彼の政策態度は漸進的な改良主義であり、革命主義とは無縁である。このルソーの改良主義的見地は、兆民が『三酔人経綸問答』で、民主制を実現すべきと主張する急進的な洋学紳士君の理想主義をたしなめる言葉に通低する。革命主義の立場を取らないルソーは、生きてフランス革命を実見していたら、ルイ16世の処刑後のジャコバン独裁を容認とは考えられない。まして、ル

7 John Stephenson Spink, *Jean-Jacques Rousseau et Geneve*, Paris, 1934, p.33. スピंकによれば、ルソーのこの文章は、『山からの手紙』の草稿に見出される。

8 人間不平等起源論, 全集, 4巻, 180-1頁。

9 社会契約論, 全集, 5巻, 151頁。

ソー自身がジャコバンとして行動すると推定することなど不可能なのである。

4 兆民のフランス革命観

次に兆民のフランス革命観であるが、ここでも幸徳の語るエピソードは印象的である。幸徳は、ルイ16世の処刑に耐え難い「惨」を感じ、兆民先生に意見を求めた。兆民は、自分がかもしルイ16世の刑場に居合わせたら、駆け寄って処刑人を押し倒し、王を抱いて逃げたであろうと述べたという¹⁰。この『兆民先生』の一節は、浄瑠璃語りの名場面であり、歌舞伎・文楽をこよなく愛した兆民の返答として、面目躍如たるものがある。この印象的な挿話を読んだとき、私は中国革命で満州皇帝溥儀が処刑されず、思想改造によって市民生活に復帰したことを思い浮かべた。1960年代、私の学生時代、毛沢東率いる中国共産党がこのような人情味豊かな処置を取ったことを知ったとき、アジアの革命、儒教圏・仏教圏での革命は西洋の革命の歴史を変えるという期待感を抱き、毛沢東を尊敬した。アジアの生命倫理観には西洋に勝るものがあると感じたからである。兆民は、『三酔人経綸問答』で、洋学紳士に次のように言わせている。「ルイ王は悠々と議会に赴き、王冠を脱ぎ、剣をはずし、ロベスピエール以下の人々に会釈して、顔色穏やかに微笑みつつ言うでしょう、『諸君、努力してください。私も平民の一人となって、国のために尽くしましょう。』その後、彼は妻子をつれて、地方で地味の肥えた土地、景色の美しい場所を探し、田畑邸宅をたっぷり買い込み、一生をのんびり送る。¹¹」その後、毛が文化大革命を引き起こすとは夢にも思はなかった。幸徳自身についても、このエピソードには、アナキストとなり、ついに天皇襲撃の爆弾製造に連座し、「大逆事件」で処刑される運命を考えれば、特別な感慨を抱かせるものがある。

兆民は、政権を握るものは世論の動向、歴史進化の動向をよく観察し、民衆の騒乱が勃発する以前に《改革》を実行し、《革命》を回避すべきことを一貫して説いている。これが兆民の革命観の骨子である。この方針は『三酔人経綸問答』でも一貫しているが、松永昌三編『中江兆民評論集』の抜粋記事、とく

10 幸徳秋水『兆民先生』、前掲書、38頁。

11 中江兆民『三酔人経綸問答』、岩波文庫、1965年、18頁。

に「東洋自由新聞」で英仏革命に言及した論説はその点で一貫している。とりわけ注目を引くのは、「国会問答¹²」である。兆民はこの論説で、「国会」を単に1789年の革命の勃発とともに、シエイエスが口火を切って成立したフランス最初の《国民議会》ではなく、アンシャン・レジームのフランスにおける身分制議会、即ち1302年の全国三部会の起源にまでさかのぼって議会政治の変遷をたどり、国民の要望に沿った改革が遅れたために大革命の爆発となり、国王の処刑にまで至ったと述べている。いずれにしても、改革を実行し、革命を回避しなければならないというのが兆民の基本的態度である。したがって、チャールズ1世の処刑を引き起こした英国とともに、「英仏人民可哀慕不可」という両革命に関する論説の表題そのものが、兆民が革命回避を軸にすえて政体変革の問題を考えていることを象徴している。

さらに、『仏蘭西革命前2世紀事』であるが、そこで兆民はフランス革命を「革命の一大院劇」にたとえて論じている¹³。演劇愛好家の兆民にふさわしい比喩である。兆民によれば、フランス革命という大芝居のシナリオを書いたのは、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソーである。同著の巻末で、兆民は、三部会に全国から寄せられた陳情書（カイエ）に現れた国民世論の要望を、1. 主権在民と特権の廃止、2. 思想表現ならびに信仰の自由、3. 平等な刑法の実施と裁判の公開、4. 県議会の設置と度量衡の統一、5. 企業の自由と国内税関の廃止、の5項目とし、「自由の義」に合致する以上の要求はモンテスキュー、ヴォルテールの主義から出たとしている¹⁴。他方、ルソーの主義は「平等の理・民主の制」に関わり、「契約国会」にいたって「ジャンジャックの旨趣大いに力」を発揮したとしている。契約国会とは、現代の革命史における国民公会である。兆民は革命のこの時期を概説し、その渦中でルイがギロチンにかけられ、多数の朝紳が殺害され、首都に流血がみなぎり、その惨状が地方へ拡大し行ったのは、「ジャンジャックの旨趣」に由来するところ少なくないと結んでいる¹⁵。兆民も、ルソーを国民公会時代を現出させた思想家、即ちジャコバン支配のイデオログと見なしているのである。

12 「国会問答」、松永昌三編『中江兆民評論集』所収、岩波文庫、1993年、37-48頁参照。

13 『中江兆民全集』、8巻、岩波書店、140-1頁。

14 同書、172頁。

15 同書、173頁。

井田進也氏の論文「中江兆民のフランス革命¹⁶」によれば、兆民が革命家の理想像としたのはミラボー、ラファイエットなど、立憲王政を支持する自由主義的貴族である。また、宮村治雄氏の論文「中江兆民と『ルソー批判』」¹⁷は、兆民のフランス革命に対する批判的な視座を強調し、『仏蘭西革命前2世紀事』などのテキストは、革命を鼓吹するというよりは、フランス革命を「千古の偉業」と認めながらも、同時にその「酸鼻を極めた惨状」は「古来禍乱の最惨烈なるもの」という批判的観点の方が際立っていると論じ、兆民の革命観はジャコバン主義のルソーを支持するものではないだろうという見解を提出している¹⁸。

以上のような兆民のフランス革命観は、ルイの処刑が象徴する凄惨な流血の急進的な権力闘争を回避し、フランスでも穏健な英国流の「君民共治」の体制に留まればよかったという見解を含意している。周知のように、兆民は自由民権運動の政策目標を「君民共治之説」として標榜した。兆民の君民共治即ち立憲君主制は、維新後の近代国民国家建設において、兆民が採用した政策論の核心をなしており、理論的にはルソーの『社会契約論』を踏み台として形成されている。ここで、再びルソーと兆民との関係を探らなければならない。

5 「君民共治」説

本節では、兆民の「君民共治」説の理論的根拠を明らかにするために、ルソーの『社会契約論』と兆民の『民約訳解』との関係を分析しなければならない。

ルソーは、『社会契約論』第2巻・第6章（『民約訳解』の最終章）で、「その統治形態 *administration* が何であれ、法によって治められるすべての国家 *État* をレピュブリック *République* と呼ぶ。[…], 正当な統治 *gouvernement* はすべてレピュブリカン *républicain* である」と書き、「レピュブリカン」の語に注釈し、「統治が正当であるためには、政府は主権者の代理人 *ministre* であり、主権者と混同されてはならない。その場合には、君主政 *monarchie* でさ

16 井田進也「中江兆民のフランス革命」, 岩波「思想」782号(1989年)所収。

17 宮村治雄「中江兆民とルソー批判」, 『理学者 兆民』, みすず書房, 1988年, 所収。

18 宮村治雄, 前掲書, 197-9頁。

えレピュブリカンである」と断定した¹⁹。ルソーは、通常の語義理解では成立しえない《君主政共和国》が可能であるとしたのである。兆民の君民共治説は『社会契約論』におけるルソーのこの立論を根拠としている。

それでは、ルソーの《君主政共和国》は、『社会契約論』の人民主権論とどのような関係で成立しているのか。ヨーロッパにおける近代国民国家の政治学理論である社会契約説は、ホブズ、ロック、ルソーという系譜で展開し、ホブズは君主主権、ロックは議会主権を基礎付け、ルソーによって人民主権〔主権在民〕の理論が確立された。その際ルソーは、従来の契約説に対し根本的な大改造を行なったが、筆者の解釈ではその大改造は以下のように要約できる。

ホブズ、ロック、ルソー、いずれの場合も正当な国家は民約（社会契約）によって基礎付けられるが、民約の形がそれぞれ異なる。ホブズでは、万人の万人に対する戦争状態を脱出するため、集合した人々が、「すべての意志を一つの意志にすることができるような一人の人間あるいは一つの合議体」を「多数決」で選び、「自発的に服従するという協定」を相互に結び、「自分を統治する自分の権利をこの人あるいはこの合議体に《譲渡》する」と各人が宣言し、国家が成立する。その結果、多数決で選出され、統治権を譲渡された「一人の人間あるいは一つの合議体」が「主権者」となり、他の人民はその「臣民」となる²⁰。

議会制民主主義の定礎者ロックの場合は次のようである。人々は身の安全と所有権を確保するため、集合し自発的に同意して協同体を作り、「政府」を持つことになる。その際、すべてを決するのは集まった人々のうちの「多数者の意志」である。ロックによれば、「単純多数者の決定が全体の決議となる」という原則は、政治体に参加するという同意それ自体に「自然法および理法」として、アプリアリに包含されている。したがって、「自然状態を去って協同体を結成したものは何人でも、彼らが社会を結成した目的に必要な一切の権力を、[...] 協同体の《単純多数》に《譲渡》した」とものと解される²¹。こうして人々の自由な合意と多数決によって成立した政治体は、多数決原理を基礎に民主的

19 社会契約論、前掲書、145頁。

20 ホブズ『リヴァイヤサン』（水田洋・田中浩訳）、世界の大思想9、河出書房新社、1977年、115頁。

21 ロック『市民政府論』（鶴飼信成訳）、岩波文庫、101頁。《 》は筆者の強調。

に運営される。

ホッブズ・ロックの以上の見解に対し、ルソーの民約は2つの点——多数決原理の処置と統治権の譲渡様式——で決定的に異なった。ホッブズ・ロックでは、多数決の制度が契約行為の時点でアプリアリに存在している。ところがルソーは、多数決は単なる「約束の制度」、国家が成立した後に人々が定めた実定法である、したがって、国家そのものを成立させる譲渡契約の時点で既に多数決が機能しているのはおかしい、だから、ホッブズ・ロックの民約は国家を初めて成立させる「原始契約」ではない、彼らの構想した民約の先にある真の民約にさかのぼらなければならない、と主張した。この多数決批判がルソーの『社会契約論』の革新性を理解する上で決定的な意味を持っているが、そのことを論じたのが、第1巻・第5章「最初の約束にいつもさかのぼらなければならないこと」である。『民約訳解』ではこの章は「終に約をもって国の根本と為さざるべからず」となっている。この章はルソーの説明が簡潔すぎ極めてわかりにくい、兆民訳の表現はいくらか弱いと感じられるが、根本は正確に理解されている。

次に統治権の譲渡様式である。ホッブズでもロックでも、多数決で選出された君主あるいは議会に人民から統治権が譲渡される。ところがルソーはこの譲渡様式を根本的に改造した。即ち、民約の時点での選挙行為を排除することによって、民約は選挙で選ばれた特定の人間と人民との縦の契約ではなく、万人が万人と交わす水平的な契約に改変したのである。ルソー自身の表現によれば、「各人は自分自身と契約する」ことになるという特殊な契約を構想したのである。これが、『民約訳解』巻1・第6章「民約」の内容を構成する。兆民の訳文の詳細な分析は省略するが、難解なルソーのフランス語の文意が殆ど正確に理解されていることに驚嘆するのみである。したがって、ルソーの民約では、全員が全員と契約し、君主や議会への統治権の譲渡は行われぬから、統治権は国家の全構成員、すなわち人民の手にそのまま保持され、自動的に人民主権が帰結する。

ここから、人民主権（主権在民）の国家のみが民約によって成立する唯一正統な国家となり、その結果、従来の政体区分が根本的に改造される。従来の区分では、君主政、貴族政、民主政は、それぞれ主権者が一人、少数、多数とい

う主権者の数で区分されるが、ルソーは全人民が主権者の民主政（デモクラシー）しか正当な国家（レピュブリック）と認めないため、主権者の数による区分はできなくなり、行政府の員数で区分することになる。政府を構成する人数が一人か、少数か、多数かによって、君主政、貴族政、民主政に分かれる。全人民が立法主権を持ち、法の支配（法治主義）が確立している国家であれば、たとえ王が行政府の長官として執行権をにぎる君主政であっても、その国家は正当な国家、即ちレピュブリック〔共和国〕ということになる。こうして、《君主政共和国》が可能となり、ルソーの君民共治説が理論的に成立する。

兆民は、上記のルソー理論を完全に理解している。『民約訳解』の最終章で、ルソー理論の問題の箇所を、「若し一邦ありて、独り律例の束する所を被りてその他を知らざれば、余は必ず之を自治の国と日わん。《その尊に居る者の帝と称し王と称するは、問う所に非ず》」と訳している。《 》括弧の部分は兆民の補足で原文にはない。

兆民は、さらに、フランス語のレピュブリックに訳解を加え、ラテン語のレス・プブリカ（公共物）に由来するこの語に、本来「共和」の意味はないので「自治の国」と訳すと断り、レピュブリックは、一般の理解では現今の北アメリカ、スイス、フランスなど、王の存在しない政体をさすが、ルソーは、「民みずから律例を為る」国であれば、尊の在るなしに関係なく、すべてレピュブリックと見なすと解説し、「民すでに自ら律例を造為するの権」を持つ「自治の国」であれば、たとえ政府の長として帝や王があっても、彼らは「皆一長吏の類たるに過ぎない」と補足説明した。この「皆一長吏」の表現は、『社会契約論』第3巻・第1章「政府一般について」の内容を先取りした解説である。ルソーはそこで、国家と政府を峻別し、民約で成立するのは国家であって政府ではない、政府の設置は「契約ではなく委任か雇用」である、これまで「政府は不当にも主権者と混同されてきたが、実は主権者の代理人ministre」にすぎず、彼らは「為政者または王」と呼ばれると書いている²²。兆民はministreを「一長吏」と訳したのである。『民約訳解』の最終章は兆民の天才的な理解力を示して圧巻である。兆民は、『民約訳解』で、『社会契約論』第三巻の政府論には

²²社会契約論、前掲書、164頁。

踏み込まなかったが、上記の短い訳解によってルソーの政府論のエッセンスはそれなりにとらえられている。

6 結び——兆民は「東洋のルソー」？

フランスの革命議会は、1791年、フランス史上初の憲法によって立憲君主制、すなわち「君民共治」の政体を確立した。主権は国民に存すると規定し、一院制議會を設け、国王ルイは「フランスの王」から「フランス人の王」となり、国民の代表として行政府の最高行政官の地位に着いた。国王には議会の立法権に対し停止的拒否権が認められたが、この拒否権は立法権に一時停止を命じることができるだけであり、国民主権を代表する議会の独立性は基本的に保障されている。したがって、この時点で、ルソー流の《君主政共和国》が成立したことになる。既に述べたルソーの徹底した非暴力主義を考慮するとき、ルソーはこの時点の改革をもってフランス革命はその役割を十分に果たしたと見なしただろう。『仏蘭西革命前二世紀事』の、ルソーを「契約国会」のイデオログとする兆民の認識は、定説に立脚した常識的なものである。革命家たちがルソーの思想をどのように受容したかという問題とは別に、ルソー個人が、国民公会で成立するロベスピエールを領袖とする《ジャコバン独裁》に同調すると想定することは不可能である。

ルソーと兆民の君民共治説を比較するとき、問題は次の点にある。

兆民は、『社会契約論』の翻訳を第2巻の国家論までにとどめ、第3巻の政府論には踏み込まなかった。そこに彼の政策的判断がある。そこへ踏み込めば、ルソー政治学の、国民が主で国王は従という関係が明確化し、《共治》の関係が崩れる。兆民は『民約訳解』の中で2度、天皇制に言及している。ルソーが声高に暴君を非難するとき、兆民は「我が歴代の聖主は皆至仁深慈、民を見ること傷めるもののごとく、ただに父母の子におけるのみならず²³」と述べ、また、「西方諸国はしばしば命を革め物を易う。我が邦は古より神聖あい受け、千歳に綿々、固より外国とはるかに別なり²⁴」と注釈する。さらに、「進取子」と「持

23 『民約訳解』、『中江兆民全集』、第1巻、岩波書店、141頁。

24 同上、145頁。

重子」が論戦を交える、先にも触れた「国会問答」では、「わが子恐らくは一狂妄ルソーの論に迷惑して、我らの生まれし所の邦の何たるかを忘れてたり。そもそもわが邦は開闢より以来神聖相承けいまだかつて姓を易え、命を革めず」という「持重子」の怒声で幕が下りる²⁵。兆民のこの種の言説がどこまで本音か判別は難しい。例えば、先述した井上清氏は、天皇制への兆民の言及は「敬して遠ざける」類のものであり、兆民は「いかなる意味でも天皇に政治的機能を認めていない²⁶」と解釈している。しかし、筆者は、君民共治は天皇に一定の政治権限を認めなければ成り立たない、兆民も《万世一系の尊を戴く国体》の特質を考慮し、基本的に主権を共有する形、議会と国王が協議する英国流の政体を肯定している、と判断している。

その結果、兆民は自由民権運動が目指すべき政体構想について、「仏国の共和政治の如きもこれを英国立君政体に比するときは、共和の実、果していずれにありとなさんか」と問い、「昔年仏国のなせし所」を模倣して、「本邦の政体を改正せんと欲する」ことは、むしろ自由民権の伸長の妨げとなると主張する²⁷。兆民はフランスの共和制より、英国の立憲君主政が維新後の日本の政体としてよりふさわしいと断定し、英国流政体の実現を自由民権運動の第1の政策課題とした。しかし、自由民権運動は敗れ、目的は達成されなかった。

兆民は、伊藤博文を中心に起草された天皇専制の《恩賜的》欽定憲法を一読し、冷笑した。帝国議会が発足し、大阪第4区から新平民に推されて第一帝国議会の代議士となったが、欽定憲法の再検討にも地租の軽減にも耳を貸さない帝国議会を「無血虫の陳列所」と罵倒し、9ヶ月で辞職した。自由民権運動が英国政体を不完全にでも実現し、幾分でも自由主義の風が吹く隙間があったら、幸徳秋水がテロリズムに突き進むこともなかったかもしれない。

最後に、では兆民は《ルソー主義者》なのか、という問いを発しなければならない。「主義者」は、「マルクス主義者」のように、当の思想家の思想を教義のように奉る人物を指す。ところが、私見では、兆民がルソーから受けついたものは、極めて限られている。

25 「国会問答」、松永昌三編『中江兆民評論集』、前掲書、47頁。

26 井上清「兆民と自由民権運動」（第三節「君民共治」の説と天皇論）、『井上清史論集 2 自由民権』所収、前掲書、204-20頁、参照。

27 「君民共治の説」、松永昌三編『中江兆民評論集』、前掲書、21-2頁。

現今の《翻訳》は、オリジナルをできるだけ忠実に復元しようとするが、兆民の翻訳にそのような意図はまったくない。『非開化論』は、今日では『学問芸術論』の表題で訳される。この方がルソーのフランス語表題に忠実である。『非開化論』という表題はまったくの意識であるが、ただルソーの論旨を正確に表現している。兆民は、鹿鳴館時代に行き着く明治の《文明開化》の軽薄な風潮の批判として、『学問芸術論』——学芸の進歩、文明化が人々の道義的改善に繋がるわけではない、逆に習俗の退廃を促すこともあるというルソーの論旨は、日本の状況によく適合すると判断したのである。『民約訳解』も『非開化論』も、原書の部分訳であり、兆民はルソーの翻訳を手がけながら、ルソーの思想を《受容》するというより、当時の日本の現実に有意義な部分をルソーから《摂取》したのである。

しかも、兆民はルソー思想の根本をまったく受容していない。兆民の東西に渡る百科全書的な知の体系の中で最も完成されているのは、私見では『理学鉤玄』から『統一年有半』へと展開した唯物論哲学である。2年ほどのフランス留学とその後の数年の研究で、これほどの西洋哲学の理解にたどり着き、さらに「無神無靈魂説」にたって「ナカエニスム」を展開しえたその知性に畏敬の念を抱かずにはいられない。

有神論者ルソーは、『エミール』第4巻に「信仰告白」を挿入し、無神論を反駁し、兆民の称する「虚霊説」を展開した。ルソーが兆民の「無神無靈魂」の哲学に接したら、彼を思想上の敵手と見なし論戦を挑むであろう。また歴史観でも、ルソーが『学問芸術論』、さらには『人間不平等起源論』で展開したペシミスティックな退廃史観は、オーギュスト・コントの実証主義の成立に学問の科学的進歩を認める兆民の歴史の《進化説》と相容れない。「東洋のルソー」という異名は、あたかも兆民がルソーの亜流であるかの印象を与えるが、私見では、兆民は「東洋の兆民」であって、「東洋のルソー」ではない。兆民のルソーへの言及を読む限り、兆民がルソーの心酔者であることを感じさせるテキストは皆無である。兆民の学問は、洋学と漢学、そして日本の伝統文化の土壌のうえにしっかりと根ざしており、兆民が文明開化の日本に津波のように押し寄せる西洋文明に対して取ったスタンスからは、「脱亜入欧」の路線は生じない。兆民はルソーから必要なものを摂取しただけである。われわれが西欧中心主義

からの脱却を期待するのであれば、兆民の学問態度から学ぶべき多くのものがある。

2007年11月23日

〔注記〕本論を3分の2程度に圧縮したものを、筆者は、公共哲学共働研究所（金泰昌所長）主催の第77回京都フォーラム「中江兆民と公共人間」（2007年9月22-4日）において、「兆民・ルソーとフランス革命——君民共治之説再考」の表題で報告している。